

農業農村整備事業業務等共通仕様書の新旧対照表

改定後（令和5年4月版）	改定前（令和4年1月版）
<p style="text-align: center;">農業農村整備事業測量業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年4月</u></p> <p style="text-align: center;">長崎県農林部農村整備課</p> <p>農業農村整備事業測量業務共通仕様書 目次 第1章 総則 第1節 総則（第1条～39条） P. <u>3～13</u></p> <p style="text-align: center;">農業農村整備事業測量業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1条 適用 〔略〕</p> <p>第2条 作業実施 測量業務等は、「長崎県土地改良事業測量作業規程」（以下「規程」という。）により実施するものとする。 〔削る〕</p> <p>第3条 用語の定義 ～ 第13条 資料の貸与及び返却 〔略〕</p> <p>第14条 関係官公庁への手続き等 受注者は、測量業務等の実施に当たっては、発注者が行う<u>測量法に規定する公共測量に係る諸</u> <u>手続等</u>、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。手続きに許可書等が発行された場合、その写しを監督職員に提出するものとする。 2 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守するものとする。 なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に通知し、その指示を受けるものとする。 3 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。 <u>4 受注者は、測量法第21条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第23条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第36条（計画書についての助言）、第37条（公共測量の表示等）、第40条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。また、規程第14条に基づく測量成果の検定を行わなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">農業農村整備事業測量業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;"><u>令和4年1月</u></p> <p style="text-align: center;">長崎県農林部農村整備課</p> <p>農業農村整備事業測量業務共通仕様書 目次 第1章 総則 第1節 総則（第1条～39条） P. <u>1～11</u></p> <p style="text-align: center;">農業農村整備事業測量業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1条 適用 〔略〕</p> <p>第2条 作業実施 測量業務等は、「長崎県土地改良事業測量作業規程」<u>※1</u>（以下「規程」という。）により実施するものとする。 <u>※1 「長崎県土地改良事業測量作業規程」（変更承認年月日令和3年2月15日付け承認番号国国地第106号）</u></p> <p>第3条 用語の定義 ～ 第13条 資料の貸与及び返却 〔略〕</p> <p>第14条 関係官公庁への手続き等 受注者は、測量業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。手続きに許可書等が発行された場合、その写しを監督職員に提出するものとする。 2 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守するものとする。 なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に通知し、その指示を受けるものとする。 3 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。 〔新設〕</p>

農業農村整備事業業務等共通仕様書の新旧対照表

改定後（令和5年4月版）	改定前（令和4年1月版）
第15条 地元関係者との交渉等 ～ 第39条 保険加入の義務 〔略〕	第15条 地元関係者との交渉等 ～ 第39条 保険加入の義務 〔略〕